正誤表（1/2）

（誤）施仕第 21210-3 号遠方監視制御装置（簡易伝送装置）標準仕様書（令和 3 年 7 月）	（正）施仕第 21210-3 号遠方監視制御装置（簡易伝送装置）標準仕様書（令和 3 年 7 月）
2-2　構造 2-2-1　盤全般 (1)　筐体は電気的及び機械的に堅牢なものとする。 (2)　屋外に設置する筐体は自立閉鎖型、屋内に設置する筐体は壁掛け型を基本とし、保守点検が容易な構造とする。 (3)　屋外に設置する筐体は耐食性に優れたものとする。 (4)　屋外に設置する筐体は開閉時の固定用ストッパーを設けるものとする。 (5)　屋外に設置する筐体は第三者が容易に開閉できない構造とし、キーNo.200 で施錠および開錠できるものとする。 (6)　筐体内部に小動物等が侵入できないよう底板等を設けるものとする。 (7)　筐体内部が結露しないよう換気口等を設けるものとする。 (8)　使用部品及び組立品はできるだけ互換性をもたせるよう製作するものとする。 (9)　外部からの制御線などの接続コネクタ、または端子台により行うものとする。 (10)　外部からの電源線の接続は端子台により行うものとする。 ~~(11)　保護等級は、人の保護及び固形異物侵入に対する装置保護（JIS C 0920）の IPX3 以上とする。~~ (12)　筐体に管理銘板を取り付けるものとする。記載事項は「○日本高速道路株式会社」「遠方監視制御装置(簡易伝送装置)」「仕様書番号」「定格電圧」「製造年月」「製造者」「受注者」とする。管理銘板（参考図)を図 2-2-1 に示す。 (13)　筐体の据付に対する耐震強度ならびに筐体の耐震性能は、「電気通信設備工事共通仕様書（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）第３章設備の耐震基準」の重要機器Ｂに相当する基準を満足するものとする。 (14)　電気的雑音に関しては VCCI クラス A の技術基準を準拠するものとする。 2-2-2　塗装及び仕上げ (1)　筐体は腐食しないよう塗装等を施すものとする。 (2)　塗装色は「JEM1135　[配電盤・制御盤及びその取付器具の色彩]」による。 (3)　塗装膜厚は、屋内仕様 40μｍ以上、屋外仕様 100μｍ以上とする。	2-2　構造 2-2-1　盤全般 (1)　筐体は電気的及び機械的に堅牢なものとする。 (2)　屋外に設置する筐体は自立閉鎖型、屋内に設置する筐体は壁掛け型を基本とし、保守点検が容易な構造とする。 (3)　屋外に設置する筐体は耐食性に優れたものとする。 (4)　屋外に設置する筐体は開閉時の固定用ストッパーを設けるものとする。 (5)　屋外に設置する筐体は第三者が容易に開閉できない構造とし、キーNo.200 で施錠および開錠できるものとする。 (6)　筐体内部に小動物等が侵入できないよう底板等を設けるものとする。 (7)　筐体内部が結露しないよう換気口等を設けるものとする。 (8)　使用部品及び組立品はできるだけ互換性をもたせるよう製作するものとする。 (9)　外部からの制御線などの接続コネクタ、または端子台により行うものとする。 (10)　外部からの電源線の接続は端子台により行うものとする。 (11)　屋外に設置する筐体の保護等級は、JIS C 0920 電気機械器具の外郭による保護等級(IP コード)の IPX3 以上とする (12)　筐体に管理銘板を取り付けるものとする。記載事項は「○日本高速道路株式会社」「遠方監視制御装置(簡易伝送装置)」「仕様書番号」「定格電圧」「製造年月」「製造者」「受注者」とする。管理銘板（参考図)を図 2-2-1 に示す。 (13)　筐体の据付に対する耐震強度ならびに筐体の耐震性能は、「電気通信設備工事共通仕様書（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）第３章設備の耐震基準」の重要機器Ｂに相当する基準を満足するものとする。 (14)　電気的雑音に関しては VCCI クラス A の技術基準を準拠するものとする。 2-2-2　塗装及び仕上げ (1)　筐体は腐食しないよう塗装等を施すものとする。 (2)　塗装色は「JEM1135　[配電盤・制御盤及びその取付器具の色彩]」による。 (3)　塗装膜厚は、屋内仕様 40μｍ以上、屋外仕様 100μｍ以上とする。
5	5

正誤表（2/2）

誤）施仕第 21210-3 号遠方監視制御装置（簡易伝送装置）標準仕様書（令和 3 年 7 月）　検査方案書	（正）施仕第 21210-3 号遠方監視制御装置（簡易伝送装置）標準仕様書（令和 3 年 7 月）検査方案書
2-2　機器完成時検査 2-2-1　保護等級検査 (1)　検査内容 ~~筐体の保護等級を確認する。~~ (2)　検査方法 ~~JIS C 0920：2003（IEC 60529:2001）の 12. 第一特性数字によって表される危険な箇所への接近に対する保護に関する試験及び 13. 第一特性数字によって表される外来固形物に対する保護の試験による。~~ (3)　検査基準 ~~筐体の保護等級は「JEM1265「低圧金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ」6. 4. 1 危険な部分への接近に対する人の保護及び固形異物侵入に対する装置保護」の IPX3 以上とする。~~ 2-2-2　インタフェース検査 (1)　検査内容 本設備と他設備のインタフェース条件を確認する。 (2)　検査方法 (a)　主機設備との取り合い 擬似的に出力信号を発生させ、主機設備へ出力する端子台で取り合い信号を確認し、端子間の電圧、電流を測定する。 また、主機設備からの入力端子に擬似の信号を入力し、取り合い信号を確認する。 (3)　検査基準 (a)　標準仕様書「2-3-1 機能(1)～(2)」に規定する内容が正常に動作すること。 (b)　標準仕様書「2-4-2　主機設備との接続条件」に規定する内容に準拠していること。 2-2-3　機能検査 (1)　検査内容 遠方監視制御装置、もしくは遠方監視制御装置（縮小型）との伝送について動作を確認する。 (2)　検査方法 (a)　伝送フォーマット 擬似の信号において適切な伝送がされることを確認する。 (b)　伝送項目 擬似の信号において適切な項目が伝送されることを確認する。	2-2　機器完成時検査 2-2-1　保護等級検査 (1)　検査内容 屋外に設置する筐体の保護等級を確認する。 (2)　検査方法 JIS C 0920 電気機械器具の外郭による保護等級(IP コード)により検査する。 (3)　検査基準 屋外に設置する筐体の保護等級は、標準仕様書「2-2 構造 2-2-1 盤全般 (11)」に規定された保護等級を満足すること。 2-2-2　インタフェース検査 (1)　検査内容 本設備と他設備のインタフェース条件を確認する。 (2)　検査方法 (a)　主機設備との取り合い 擬似的に出力信号を発生させ、主機設備へ出力する端子台で取り合い信号を確認し、端子間の電圧、電流を測定する。 また、主機設備からの入力端子に擬似の信号を入力し、取り合い信号を確認する。 (3)　検査基準 (a)　標準仕様書「2-3-1 機能(1)～(2)」に規定する内容が正常に動作すること。 (b)　標準仕様書「2-4-2　主機設備との接続条件」に規定する内容に準拠していること。 2-2-3　機能検査 (1)　検査内容 遠方監視制御装置、もしくは遠方監視制御装置（縮小型）との伝送について動作を確認する。 (2)　検査方法 (a)　伝送フォーマット 擬似の信号において適切な伝送がされることを確認する。 (b)　伝送項目 擬似の信号において適切な項目が伝送されることを確認する。 (3)　検査基準 (a)　標準仕様書「2-3-1 機能(1)～(2)」に規定する内容が正常に動作すること。 (b)　標準仕様書「2-4-2　主機設備との接続条件」に規定する内容に準拠していること。